

## 第6回第二分科会（H17.11.7）での検討内容・意見等

### <当日の議事要旨>

9月に開催された第5回第二分科会で確認したとおり、鉄道事業者と道路管理者から、これまでの区との個別協議を踏まえ、区内各駅周辺における駐輪場施設の整備や用地提供等の協力・検討内容が提案され、各委員からの高い評価が得られた。また、併せて事務局からこれらを踏まえた総合計画に反映すべき「各駅ごとの具体的な自転車駐車施設整備方針について」の説明があり、内容が確認され、12月の「全体会」に諮ることが了承された。主な意見は以下の通り。

### <各委員からの主な意見、質問等>

- ・ 想像以上のご提案をいただき感謝申し上げたい。（多数意見）
- ・ 大塚について、南口駅前広場地下の活用では800台規模という数値が出ているが、駅周辺開発に併せ整備していただく部分では、北口にも整備される可能性があるということが良いか。駅舎改修と同時にできるのか、形になるものはまだ見ることはできないか。緊急性が高い駅であると認識しているので、開発について情報があれば早めに出してほしい。

鉄道事業者さんの利活用検討区域ということで議論になったこともあるが、北口の需要も当然あるのでそちらについても検討をお願いしている。また、現時点では「一定規模」という表現をさせていただいたが、具体的なものや、何台といったことについてはまだ明確ではないとのことである。（事務局）

- ・ 新大塚駅には検討段階となっているが、春日通りでは確か電線の地中化工事も行っていて、地上の電柱が撤去されるようなイメージがある。そこで聞きたいが、電柱が地上からなくなって地上がせっかく歩きやすくなるのに、例えばそこを駐輪場にするということも視野に入っているのか。また、文京区側の情報も集めておいてほしい。

文京区をはじめ関係機関と協議しながら整備方針を構築したい。春日通りも新大塚駅周辺は歩道も狭いので、トータルで何ができるのか協議していきたい。（事務局）

- ・ （仮）雑司が谷駅については、いま工事がどんどん進んでいるなかで、駐輪場についてはどんな状況になっているのか教えてほしい。

新駅であるので、出入口付近には確保していかなければならないと思う。具体的には出入口のあり方も含めて協議しているところである。

- ・ 鉄道事業者および道路管理者の皆さまには感謝申し上げたい。また、これからは物だけできて活用できないというようなことでは困るので、モラルの向上も含めてその活用というソフト面をしっかりと考えていかなければならないと感じた。
- ・ 区は「区道の道路管理者」という立場と、区そのものの立場で、位置付けをどのように考えているのか教えてほしい。例えば今の段階で区道のここなら駐輪場を整備できると

うところはないものか。

用地の提供を受けて施設建設するのがまず区ということになる。区道については駐輪施設として使えるところは使っていきたい。例えば区民代表委員から提案があったようなメトロポリタンプラザビル前などは活用したい部分である。ただ、広幅員の区道が少ないので、活用範囲は限られる。(事務局)

- ・ 鉄道事業者さんから前向きな方針を聞かせていただき、この場で議論するのは違うと思うが、今回お示しいただいた内容で順調に進んでいくなれば、「放置自転車等対策税」についてはその役割も終わったのではという意見があっても不思議ではないという思いもあるが、その辺はいかがか。

当初から区長も述べているように、この協議会と税は別ということで検討をスタートさせている。本日のご提案の内容が皆さまに評価をしていただいたように多大なものであるということは認識しているが、今後については様々な観点から検討を加えていきたい。現在のところも切り離して考えている。

#### 協議会会長意見

- ・ 協力いただける用地等はまだ「種地」ということで、これを既存のネットワークとして駅全体でどのように使い分けるのかなどはこれから議論になっていくと思う。具体的な詰めのなかでもご協力をいただきたいということと、区にはそれぞれのご努力に対し正当な評価をしていただき、せっかく提供いただく貴重な土地をどう活用するのが一番効果があるのか、整備・運用の段階でソフト的な工夫が必要になる。具体的な設計のなかでは、周辺との開発やアクセスという面でも考えてほしい。また、せっかく協働して行うのだから、さらに効率的に対応するにはどうすれば良いのか、全体会かかわる話であると思うので今後ともよろしくお願いします。

#### 分科会会長まとめ

- ・ 道路の活用という点では、以前から議論になっているように道路法施行令の改正に伴う「技術指針」が出た時点で、各道路管理者と区側で協議していただき、良い土地を探すということでもよろしくお願ひしたい。また、鉄道事業者さんの協力については、当協議会としても「自転車法5条」に基づく積極的な協力という点でご提案いただいたということをご理解いただければと思う。

\* 最後に、次回12月の全体会以降の進行・日程案が確認され、閉会した。